

粕屋東中学校いじめ防止基本方針

1 基本的な考え方

いじめは人間として絶対に許されない行為であるとの強い認識のもと、どの生徒、どの学級、どの部活動にも起こりうるという危機意識を持って生徒の指導にあたることが重要である。

また、いじめを生まない教育活動の充実を図ることはもちろん、早期発見の手立てを意図的・計画的に行うとともに、いじめが発見されたときは「いじめられている生徒を最後まで絶対に守り抜く」という強い信念を持って対応にあたる。そのために組織的指導体制を整備するとともに、いじめ問題に関する教職員の対応能力を高める研修を充実させる。

さらに、家庭や地域と日頃から連携し、いじめ問題を解決していく体制を整えておくことが重要であると考える。

2 いじめの定義と態様

(1) いじめの定義

いじめとは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って判断するものとする。

(2) いじめの態様

ア 心理的な要素が強いいじめ

・冷やかしやからかい ・悪口や脅し文句 ・無視や仲間外し ・恥ずかしい事や危険な事をさせられる ・インターネットやスマホでの誹謗中傷 などの心理的な圧迫

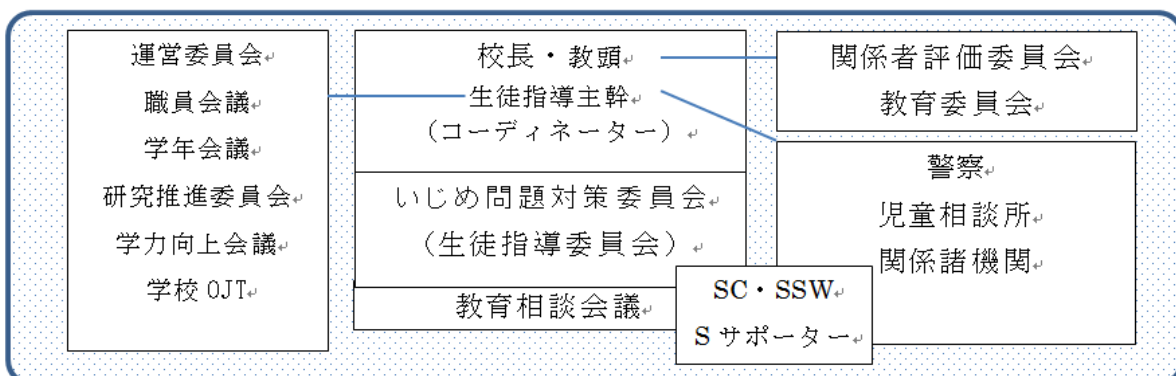
イ 物理的な要素が強いいじめ

・たたいたり蹴られたりぶつかったりする等の身体的攻撃 ・金品をたかられたり取られたりする行為 ・所有物を壊されたり捨てられたりする行為 などの物理的な圧迫

3 いじめ問題への指導体制

いじめはどの学級・学年、どの子にも起こりうるという危機意識を持つことが重要であり、いじめを単なる生徒指導上の問題と考えるのではなく、教育の目的である人格の完成に大きな影響を与える生徒間の重大な問題と捉え、組織的・継続的な取組が必至である。

そのために、以下のような指導体制を組織し、いじめを生まない教育活動の推進と早期発見・早期対応の取組を組織的に推進する。



5 未然防止の取り組み

いじめの未然防止には、学校全体で組織的・計画的に取り組む必要がある。そのために年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切であり、以下の通りに年間指導計画を設定する。また、些細な行為が深刻ないじめへとつながらない風土を作り出すため、日常的に「居場所づくり」と「絆づくり」の取り組みも大切にしたい。

そこで、いじめの未然防止のために私たち教職員がすべきことは、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりである。具体的には以下の実践を通して、いじめの未然防止を行う。

(1) 授業づくり

ア 学習規律の徹底

- ・生徒指導マニュアルによる学習規律（あいさつ・姿勢・発表や聞き方等）の確認
- ・学習スタイル確立週間の設定
- ・教師と生徒との適切な距離間（言葉づかい、態度等）

イ 生徒指導の機能を活かす授業づくり

- ・自己存在感、自己選択・自己決定の場、共感的人間関係

ウ 社会性を育む対話活動の日常化

- ・5つのトーク活動

（セルフトーク ペアトーク、グループトーク、グループディスカッション、全体交流）

【自己内対話】

【仲間との対話】

エ 「めあて」と「まとめ」に整合性があり、「ふりかえり」の場面がある授業づくり

- ・生徒が「わかる」、「できる」と実感できる授業づくり（教材・手だての工夫）

(2) 社会性のスキルを育てるトレーニングの実施

- ・GWT（グループワークトレーニング）の計画的実施

関わりがないと解決できない課題を学級・学年・異学年で、小学6年生と中学1年生で取り組み、協力・表現・社会性・コミュニケーション能力・自尊感情等の向上を図る。

(3) 規範意識の向上

- ・生徒会による各取り組み（異年齢活動の重視）
- ・あいさつ（明るく笑顔で、自分から先に、相手の目を見て、立ち止まって）の徹底
- ・黙働掃除（黙って、「己」の字をかきながら雑巾をかける）
- ・道徳の時間の充実

(4) 体験活動の充実

ア 各教科等

イ 総合的な学習の時間

- ・1学年：田植え
- ・2学年：修学旅行
- ・3学年：ボランティア活動

ウ その他（地域行事・PTA活動との連携等）

※年間計画

	職員会議・研修等	月ごとの取り組み
4月	◎いじめ問題対策委員会 ・指導方針、指導計画の確認 ◇生活アンケート（簡易版）	○ふれあい教室（1年） ・居場所作り、他者理解、仲間づくり ○道徳「いじめについて」 ・いじめを知る ○体育会の選手決め ・公平・公正、他者理解 ◇いじめ等に関するアンケート（無記名）
5月	◎いじめ問題対策委員会 ・職員への確認・周知徹底	○体育会 ・絆づくり、自己有用感
6月	◎いじめ問題対策委員会 ◇Q-U（1回目） ◇SRT（1回目）	○非行防止教室 ○GWT ・ネットいじめを知る。 異学年集団による活動 ◇いじめ等に関するアンケート（無記名）
7月	◎いじめ問題対策委員会 ・夏季休業中の対応について	○中体連夏季総合大会 ・絆づくり、自己有用感 ◇いじめ等に関するアンケート（無記名）
8月	◎いじめ問題対策委員会 ・LINE等SNSに関する研修会	○三者面談（3年） ・進路実現、自己実現
9月	◎いじめ問題対策委員会 ・学期初めの生徒の状況について	○修学旅行（2年） ・絆づくり、他者理解 ◇いじめ等に関するアンケート（無記名）
10月	◎いじめ問題対策委員会 ・Q-Uの結果を生かした集団づくりについて	○合唱コンクール ・絆づくり、自己有用感 ◇いじめ等に関するアンケート（無記名）
11月	◎いじめ問題対策委員会 ・2学期の成果と課題の分析	○異学年集団による地域清掃ボランティア活動 ◇いじめ等に関するアンケート（無記名）
12月	◎いじめ問題対策委員会 ◇Q-U（2回目） ◇SRT（2回目）	○三者面談 ・進路実現、自己実現 ◇いじめ等に関するアンケート（無記名）
1月	◎いじめ問題対策委員会	◇いじめ等に関するアンケート（無記名）
2月	◎いじめ問題対策委員会 ・まとめ、次年度への課題検討	◇いじめ等に関するアンケート（無記名）
3月	◎いじめ問題対策委員会 ・次年度の基本方針の決定	○卒業式 ・卒業、進級への自覚 ◇いじめ等に関するアンケート（無記名）

【教師に求められていること】

- すべての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を進める
- すべての職員が公開授業を行い、互いに授業を参観し合う機会を設け、授業力向上に努める。
- 教師の不適切な認識や言動、差別的態度が生徒を傷つけ、他の生徒によるいじめを助長することを認識する。

【生徒に育むこと】

- 学校行事等で他の生徒や大人との関わりを通して、自ら人と関わることの喜びや大切さに気づき、互いに関わりながら「絆づくり」を進め、人の役に立っている、人に認められているという「自己有用感」を感じる。
 - 生徒自身がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分ができることを主体的に考えて行動できる。
- つまり、いじめに向かわせないために、学校で取り組むべきことは
- ・ 規律（学習規律・生活規律、きまりを守る態度や能力）
 - ・ 学力（基礎的な学力、思考力・判断力・表現力）
 - ・ 自己有用感（相手の存在や尊厳を認め、自分自身も他者から認められる）

☆きちんと授業に参加し、学力を身につけ、認められているという実感を持った生徒を育成する。

6 早期発見と報告体制

いじめは早期に発見することが早期解決につながる。そのために、日頃から生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、職員が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、生徒のささいな変化に気づき、いじめを見逃さないという姿勢を常に持ち続けておくことが必要である。また、生徒に関する様々な情報等を確実に職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。そこで、以下の指導を実践し、いじめの早期発見に努める。

(1) 早期発見のための手立て

ア 日々の観察指導（チェックリストの活用）

- ・出席をとる際に一人一人の顔を見て声を聞く。
- ・生徒の様子から学級内のグループ、グループ内の人間関係の把握に努める（担任を中心に情報を収集）。
- ・学年職員だけでなく部活顧問、養護教諭、司書教諭、SC等とも連携を図り、生徒理解に努める。
- ・日常生活の中での積極的な声かけを行い、休み時間や昼休み・放課後等の生徒の様子に目を配る。

イ 生活記録ノートや学級日誌の内容等を活用

ウ 教育相談の実施（6月・11月）

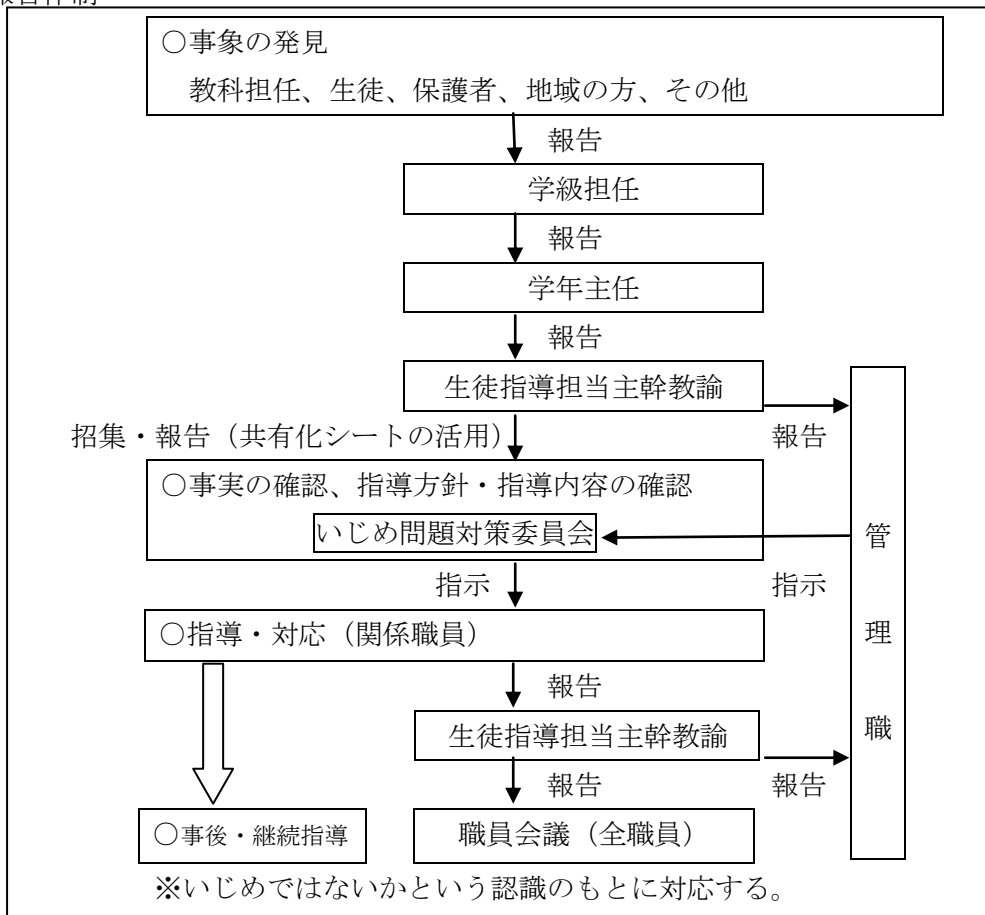
エ 保護者の協力（家庭用チェックリスト、保護者面談）

オ いじめアンケートの実施（毎月、無記名式）

カ QU検査（6月・12月）

※アンケートについては担任はもちろんのこと、すべての生徒分について生徒指導担当主幹教諭が目を通す。

(2) 報告体制

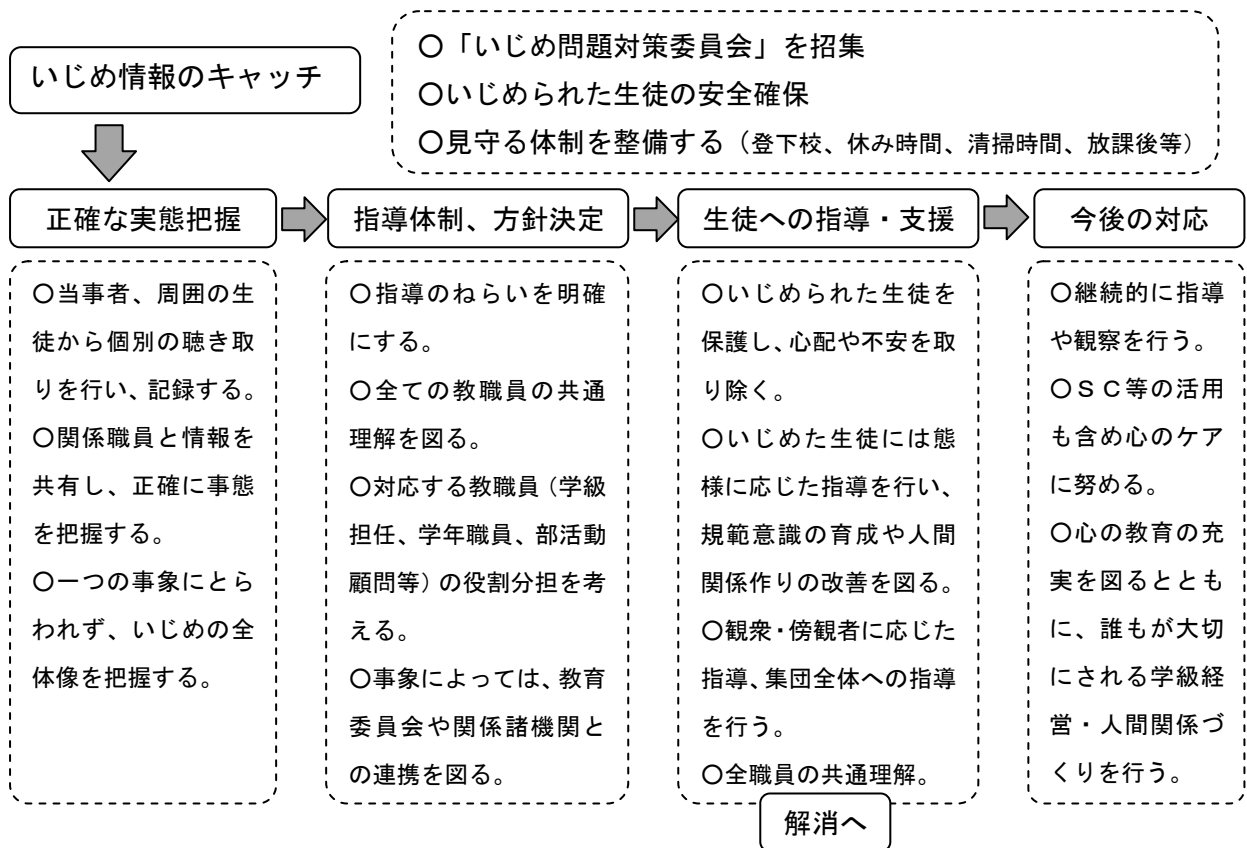


月 日	第一発見者 担任 ()、教科担任 ()、保護者 () 生徒 ()、地域住民 ()、その他 ()			
関係生徒	年 組	生徒氏名 (男・女)	年 組	生徒氏名 (男・女)
		(男・女)		(男・女)
		(男・女)		(男・女)
		(男・女)		(男・女)
		(男・女)		(男・女)
		(男・女)		(男・女)
<p>1 関係生徒</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 20px; margin: 20px auto; width: 80%;"> <p>傍観者 (見て見ぬふり)</p> <p>観 衆 (はやしたてよろこぶ)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center;">加害者</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center;">仲裁者 (止めようとした)</div> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 5px;">被害者</div> </div>				

7 いじめへの対応と継続指導

(1) いじめ対応の基本的な流れ

いじめの兆候を発見した際には、問題を軽視することなく、早期に適切に対応することが大切である。いじめられている生徒を徹底して守ることを最優先に、迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まずに、組織を中心として対応する。また、いじめの再発防止に向け、継続的に見守る必要がある。いじめ対応に関しては以下の流れで行っていく。



(2) いじめ発見（発覚）時の対応

いじめを発見した教職員は、その時その場でいじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行う。それと同時に、すぐに学級担任・学年主任・生徒指導主事（いじめ問題対策委員会）へ連絡する。そして、一人で対応しようとせず、必ずチームで対応する。また、いじめ問題対策委員会を招集し、指導の方針等を委員会で決定し、それに従った指導を行う。指導を進めていく際には、以下の点に留意する。

- いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す。
- 事実確認と情報の共有（保護者対応は複数の職員【学年主任・担任・生徒指導担当主幹教諭で行う】）

把握すべき情報例

- ◇誰が誰をいじめているか？……………【加害者と被害者の確認】
- ◇いつ、どこで起こったのか？……………【時間と場所の確認】
- ◇どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？…【内容】
- ◇いじめのきっかけは何か？……………【背景と要因】
- ◇いつ頃から、どのくらい続いているのか……………【期間】

生徒の個人情報については取り扱いに十分注意する

(3) いじめが起きた場合の対応【指導の実際：モデル】

ア いじめられた生徒に対する事実確認

指導	指導の視点・配慮事項等
生徒に対して 事実確認を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・いつ頃、誰に、どんなことをされたか、等を可能な限り具体的に聞く。 例 「たたかれた」→どのくらいの力で何回たたかれたかのかを確認 (時系列に従い、記録をとる) ・誰が(担任・学年職員・部活動顧問等)聞くのがよいかを配慮する。 ・被害生徒が何らかの問題を(生徒指導上、あるいは精神的な問題)を抱えている場合でも訴えに耳を傾け、誠実に対応する。 例 被害生徒が借りたものを返さないところからいじめが始まった。 → 借り物の返却はいじめ問題とは別の指導で行う ・いじめアンケートや他の生徒の聴き取り調査も行い、多くの情報を集める。 <p>○『必ず守る』『秘密を守る』という姿勢を見せる。</p>
保護者に対して	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを発見したその日に家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を直接伝える。 (家庭訪問する際は複数で行い、誰が行くのかを確認する) ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。 <p>○親としての怒りや憤りを共感的に受け止め、問題解決に向けて学校は全面的に『生徒を守り抜く』という強い姿勢を示す。もし、いじめの事実から加害生徒宅への抗議等に出ようとする保護者に対しては、学校の指導方針を理解してもらい、気持ちを鎮めさせる。</p> <p>○「うちの子も～だから」と楽観的・悲観的に考える保護者に対しては『被害を受けた生徒にいじめに関しては100%問題はない』ことを説明し、親と教師で生徒の自信回復につながる対応をしていかななくてはならないことを理解させる。</p>

イ いじめた生徒へ対しての事実確認・指導

指導	指導の視点・配慮事項等
生徒に対して いじめを止める 事実確認を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・加害生徒が複数であるときは、必ず別室に分けて聴き取りを行い、詳細をあわせる。 また、食い違いがある場合は、厳しく追及する。 ・詳細を聞き、食い違いがないと判断した場合は、加害生徒を一カ所に集める
いじめの背景と構造をつかみ、手順と視点を十分確認してから指導にあたる。	<ul style="list-style-type: none"> ・加害生徒に事実を1つ1つ確認しながら、いじめの内容をつかむ。 ○被害生徒にいじめを受ける理由はないことを加害生徒に理解させる。 ・いじめが日常的になっているほど、自分が加害者であるという意識や自分を正当化しようとする意識が強く、自分の立場を受け入れることができないので、その点をきちんと認識させる。また、加害生徒を一方向的に責めるばかりではなく、この指導が立ち直りの機会でもあることを理解させる。 ・何がいけなかったのか？被害生徒の心情は？これからどうすればいいのか？など加害生徒自身の言葉で言わせる。 ・加害生徒も何らかの心理的問題を抱えていることがあるので、毅然とした指導をした後で、加害生徒の言い分も聞き、フォローしていく。 (職員の役割分担で 指導する職員・反省を促す職員・フォローする職員等を分担する)

被害生徒への謝罪	<ul style="list-style-type: none"> ・被害生徒、保護者の承諾を得る。 ・加害生徒が複数いる場合は一人ずつ謝罪させる。(必ず教師が立ち会う) ・お互いに今後の学校生活を前向きに過ごすことができるような声かけを行う。
保護者に対して	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問または保護者召喚で正確な事実関係を説明し、『いじめ』は絶対に許されない行為であることを説明し、学校の指導方針を理解してもらう。(複数の職員で行う) ・生徒の自己弁護や自己正当化を助けるようなとらえ方をされないよう理解を求める。 『自分は～しただけ』『あの人が～だから』『みんながしてたから』 ・被害を受けた生徒や保護者の痛みや苦しみを感じ取ってもらい、謝罪の必要性に気づいてもらうよう話をする。 ・被害生徒宅への謝罪となるケースに関しては、被害生徒宅へ連絡を取り、承諾を得たら、謝罪に向かう。その際に、担任や関係職員が必ず同伴する。

ウ 学級・学年への指導

指導	指導の視点・配慮事項等
学級・学年の生徒に対して	<ul style="list-style-type: none"> ・学活や学年集会等を開き、当事者だけの問題にとどめず、学級・学年の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止するよう促す。 【学活や学年集会を開く前に、被害生徒や保護者の承諾を得る】 ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級・学年・学校全体に示す。 ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。 ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。 傍観者：自分は何もしていないという意識を払拭させる。 無関心：無関心が「いじめ」を助長させたことを理解させる。
継続した指導	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、場面に応じた継続的な指導を行う。 ・教育相談・日記・手紙等で積極的に関わり、その後の状況についての把握に努める。 ・いじめられた生徒のよさを見つけ出し、褒めたり、認めたりして自信を取り戻させる。 ・いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含めた心のケアを打診する。 ・いじめ発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のための取り組むべきことを洗い出し、実践計画を立て、いじめの起こらない学校づくりの取り組みを強化する。

エ ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめとは・・・

パソコンや携帯電話、スマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷する内容をインターネット上やライン・ブログ等の掲示板に書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法でいじめを行うものを指す。

インターネットによる危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

未然防止には、生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を管理する保護者と連携した取り組みを行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化、携帯電話の使い方の変化、

被害を受けている生徒が発するサインを保護者が見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合には、内容を確認した後、書き込みや画像の削除、迅速な対応をとるとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては警察等の関係機関と連携して対応していくことが必要である。

トラブルの事例

生徒が事件に巻き込まれた事例だけでなく、インターネットをどのように使っているかを保護者とともに調査することも必要である。

ネット上のいじめ

- ・メールでのいじめ
- ・ブログでのいじめ
- ・チェーンメールでのいじめ
- ・ラインによるいじめ

事例：A君がラインにB君の悪口を書き込みました。それを既読したC君がコピーして別の掲示板に書き込む、B君が知るようになった。その後A君への誹謗中傷が大量に書き込まれました。

- ・動画共有サイトでのいじめ

事例：A君はクラスの数人からプロレス技をかけられていました。その様子を携帯電話で撮影し、その画像や動画を他の生徒にメールで送信しました。

特殊性による危険

- ・匿名性により、自分だとわからなければ何を書き込んでもよいと考え、安易に誹謗中傷を書き込み、被害者にとっては、周囲のみんながそのように思っていると受け止め、心理的ダメージが大きい。
- ・掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ・一度流出した個人情報（動画・画像）は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れ、アクセスされたりする危険がある。また、全てを削除することは非常に難しい。

未然防止のためには学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行うことが必要である。

保護者会等で伝えたいこと

〈未然防止の観点から〉

- ・生徒たちのパソコンや携帯電話等を管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒を危険から守るためのルール作りを行うこと、携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- ・インターネットへのアクセスは「トラブルの入口」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有のトラブル【特にライン】が起こっているという認識を持つこと。
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識させる。

〈早期発見の観点から〉

- ・家庭では、メールを見た際の表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇することなく問いかけ、即座に内容を確認すること。

情報モラルに関する指導の際、生徒たちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。 ・匿名で書き込みをしても、特定させること。
- ・違法情報や有害な情報が多数含まれていること。 ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- ・書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。

早期発見・早期対応のためには

関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- ・書き込みや画像の削除等、具体的な対応方法を生徒・保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- ・学校、保護者だけでは解決することが困難な事例が多く、警察等の関係機関との連携が必要である。

◇書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

〈指導のポイント〉

- ・ネット上に誹謗中傷を書き込んだり、個人を特定する画像を勝手に掲載することは、「いじめ」であり、決して許されない行為ではないことを理解させる。
- ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定させることを理解させる。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されることもあることを理解させる。
- ・上記の点を指導した上で、保護者に事情を伝え（指導後でもよい）、本人立ち会いのもとで画像や書き込みを削除させる。

（不特定多数が閲覧できる掲示板の場合は掲示板の管理人に削除依頼をする）

オ 重大事態への対応

① 重大事案の発生時の対応

- 重大事態が発生した場合は直ちに教育委員会に報告をする。

重大事態とは

ア)「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」（生徒が自殺を企図した場合等）

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査を行う）

※「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し立てがあったとき」

② 学校が調査主体となる場合

教育委員会の指導・支援のもと、次のような対応に当たる。

- 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。（組織に関しては、原則いじめ問題対策委員会とする）
- 調査組織で事実関係を明確にするため、事実関係の調査を速やかに実施する。
- いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
（関係者の個人情報に関しては十分に配慮する）
- 調査結果を教育委員会に報告
- 調査結果を踏まえた必要な措置をとる

- ・事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の有無をいじめ問題対策委員会で判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、緊急保護者会の開催を実施する。
- ・事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

8 家庭・地域との連携

いじめ問題は学校だけで解決していくことは困難であり、家庭や地域と協働して解決を図る姿勢が大切である。学校においては、信頼される学校作りの観点に立ち、日ごろからいじめ問題に関する取り組み等の情報を提供し、保護者・地域住民の理解と協力を求めるとともに、各家庭でいじめの早期発見・早期対応のための資料を活用してもらえようような取り組みが必要である。また、PTA等の組織を活用して保護者や地域住民の情報や意見を聴取し、指導に生かすことが大切である。

- (1) 家庭用チェックリストや家庭用リーフレット等を活用した保護者への情報提供
学校あるいは学級での保護者会で説明しながら、保護者と協働していじめ問題の解決にあたる。
- (2) 学校通信や学級通信等を活用した学校の取り組みや状況の説明
学校としてのいじめ問題への対応について、考え方や具体的取り組み、生徒の変容等を説明・公開・発信することで学校への信頼を高める。
- (3) PTAの各委員会の活動にいじめ問題への取り組みを位置づける
学年委員会・・・学級懇談会における議題の一つにいじめ問題を取り上げる。
成人教育委員会・・・いじめ問題に関する講演会を実施する。
情報委員会・・・家庭用リーフレット等の活用を啓発する。

9 教職員の研修

自校の教育目標の達成や教育課題の解決のために、教職員一人ひとりの指導力向上や専門職として教育的力量を高めることを目的として校内職員研修を実施する。特に、いじめ問題に関する研修においては、教職員自身の感性や共感性、人権感覚を高めることを目的として実効性のある研修を実施する必要がある。そのため共通課題を持ち、一人ひとりが考えを出し合い、解決に向けた具体的方策を導きだせるよう、以下の研修を実施する。

- (1) いじめの早期発見・早期対応の手引きを活用した研修会
 - ・いじめ問題に関する危機意識を高める。
 - ・いじめの早期発見、早期対応に関する共通理解を図る。
- (2) いじめに関する具体事例を活用した研修会
 - ・解決すべき課題を発見する力を養う。
 - ・具体的かつ実践的な解決策を作成する。
- (3) 教職員自らの言動を見直すチェックポイントの活用
 - ・観察の観点を理解したり、いじめを見逃さないための感性を豊かにしたりするための自己評価を定期的実施する。